

2011 年版 加藤光大の社労士合格レッスン 過去問 社会保険編
【法改正・正誤のお知らせ】

(3327)

平成 23 年 6 月 8 日
 (株)住宅新報社
 法律・資格図書編集部
 TEL 03-3504-0361

【法改正】 第 43 回社会保険労務士試験の実施公告が発表され、今年度の試験は、平成 23 年 4 月 8 日(金)現在施行の法令に基づいて出題されます。法令改正により、以下の箇所の記述をご訂正ください。

| ページ・位置 | 改正前 | 改正後 | | | |
|------------------------------------|---|--|-------|------------------------------------|-----------|
| P51 枝 E 上 1、2 行目 | 平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産したときは、 | 削除 | | | |
| P51 枝 E 表中 | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td align="center">原則</td></tr> <tr><td align="center">35 万円</td></tr> <tr><td align="center">35 万円+3 万円を超えない範囲内で保険者が定める額 (3 万円)</td></tr> </table> | 原則 | 35 万円 | 35 万円+3 万円を超えない範囲内で保険者が定める額 (3 万円) | 削除 |
| 原則 | | | | | |
| 35 万円 | | | | | |
| 35 万円+3 万円を超えない範囲内で保険者が定める額 (3 万円) | | | | | |
| P51 枝 E 表中 | 経過措置 | 支給額 | | | |
| P51 枝 E ポイント | この経過措置は、平成 23 年 4 月 1 日以後の出産についても適用される予定です(本書執筆時点では未確定)。 | 平成 23 年 3 月 31 日までの出産について適用されていた経過措置の内容は、平成 23 年 4 月 1 日以降、恒久化されています。 | | | |
| P51 枝 E 欄外 参照条文上 2 行目 | 、附則 7 条 | 削除 | | | |
| P52 枝 A 上 2 行目 | 原則として、35 万円 | 39 万円 | | | |
| P52 枝 A 上 3 行目 | 35 万円 | 39 万円 | | | |
| P52 枝 C 上 1 行目 | 原則 35 万円 | 39 万円 | | | |
| P52 枝 C 上 2 行目 | 35 万円 | 39 万円 | | | |
| P53 枝 A ポイント | したがって、出産育児一時金と同様に、一定期間における出産については、「35 万円」を「39 万円」とする経過措置が設けられています〔P51 平成 21 年間 3E 枝参照〕。 | 削除 | | | |
| P53 枝 A 欄外 参照条文 上 1、2 行目 | 、附則 7 条 | 削除 | | | |
| P53 枝 C 上 1 行目 | 原則 35 万円 | 39 万円 | | | |
| P53 枝 C 上 2 行目 | 35 万円 | 39 万円 | | | |

| | | |
|--------------------|---|--|
| P246 肢D 上3行目 | 0.985 を乗じて得た額 (平成 22 年度価額) | 0.981 を乗じて得た額 (平成 23 年度価額) |
| P274 肢C 上2、3行目 | 33,600 円から 168,100 円 | 33,500 円から 167,500 円 |
| P275 肢C 参考 | (平成 22 年度価額) | (平成 23 年度価額) |
| P276 肢B、C 各上2行目 | 47 万円 | 46 万円 |
| P277 肢B 上2行目、図中 | ※2 カ所 47 万円 | ※2 カ所 46 万円 |
| P308 肢A 上3、4行目 | ※2 カ所 1,162,000 円 (平成 22 年度価額) | ※2 カ所 1,153,800 円 (平成 23 年度価額) |
| P363 肢A 表中 | 47 万円 | 46 万円 |
| P366 肢E 下1行目 | 168,100 円 | 167,500 円 |
| P367 肢E 上2行目 | 168,100 円 | 167,500 円 |
| P367 肢E 上4行目 | 32,900 円 | 32,700 円(平成 23 年度価額) |
| P367 肢E 参考 | (この額に物価スライド率を乗じます) | (この額に平成 23 年度の物価スライド率を乗じて得た額が 167,500 円) |
| P467 解説文に追加 | 平成 23 年度については、平成 22 年の物価変動率がマイナス 0.7%であったことから、平成 17 年の物価水準と比べて 0.4%低くなるに至ったため、特例水準の額が 0.4%引き下げられました。ただし、依然として特例水準のほうが本来水準よりも高いため、平成 23 年度においても特例水準の年金額が支給されます。なお、本来水準と特例水準の差は 2.5%となりました。 | |

【正 誤】 本書籍に以下のような記述の誤りがありました。お手数ですが、ご訂正くださいますようお願い申し上げます。記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

| ページ・位置 | 誤 | 正 |
|---------------------|------------------------------|------------------------------|
| P86 肢D 上1行目 | 健康保健事業 | 健康保 険 事業 |
| P379 肢B 図中 | ②被保険者資格証明証を交付 | ②被保険者資格証明 書 を交付 |
| P387 肢A 上1行目 | 給付制度事由 | 給付制 限 事由 |
| P478 解説文中 上6行目 | 随時決定 | 随時 改 定 |
| P500 解説文中 上3、4行目 | ●国民年金法の～ (略) ●60歳未満の～ (略) | ①国民年金法の～ (略) ②60歳未満の～ (略) |